

通所介護
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会
デイサービスセンター小坪

通所介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

1. 事業者の概要

| | |
|-------|------------------|
| 名 称 | 株式会社日本アメニティライフ協会 |
| 所 在 地 | 横浜市青葉区みたけ台5番地10 |
| 電話番号 | 045-978-5051 |
| 設 立 | 平成8年4月3日 |
| 資 本 金 | 5,000万円 |
| 代 表 者 | 代表取締役 江頭 瑞穂 |

2. 事業所の概要

| | |
|-----------|--------------|
| 名 称 | デイサービスセンター小坪 |
| 所在地 | 逗子市小坪3-4-18 |
| 電話番号 | 0467-61-3450 |
| 開設年月日 | 2026年2月1日 |
| 事業の種類 | 通所介護 |
| 介護保険事業所番号 | 1472501301 |
| 管理者氏名 | 山下 弥代 |

3. 営業日及びサービス提供時間等

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 営 業 日 | 月・火・水・木・金・土・祝日（日曜日・年末年始12/31～1/3は除く） |
| 営業時間 | 9:00～18:00 |
| サービス提供時間 | 9:30～16:40 |
| 通常の事業実施地域 | 逗子市・鎌倉市 |
| 利用定員 | 20名 |

4. 設備

| | | |
|----------|-----|-------------|
| 事務室 | 1箇所 | 12㎡ |
| 食堂兼機能訓練室 | 1箇所 | 64.08㎡ |
| 相談室 | 1箇所 | 2.5㎡ |
| 静養室 | 1箇所 | 8㎡ |
| トイレ | 3箇所 | 2.4（2か所）・6㎡ |

| | | |
|------------------|------|-------------------|
| 浴室 | 3 箇所 | 17 m ² |
| 脱衣室 | 1 箇所 | 7 m ² |
| 厨房 (有料老人ホームと共用部) | 1 箇所 | 10 m ² |

5. 職員体制の概要

| 1 単 位 | 職 種 | 職 務 内 容 等 | 員 数 |
|-------------|---------|---|-----------------------------------|
| | 管理者 | 勤務時間 9:00~18:00 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする | 1名(常勤) |
| | 生活相談員 | 勤務時間 9:30~16:40 利用者等の相談に応じ、他事業所や機関との連携を取りま す | サービス提 供日に配置 常 勤 換 算 1 以上 |
| | 介護従業者 | 勤務時間 9:30~16:40 の間でのシフト制 利用者数に応じ、介護保険法に基づき適正な配置を行いま す | 2名以上 |
| | 看護師 | 勤務時間 9:30~16:40 | 1名以上 |
| | 機能訓練指導員 | 勤務時間 9:30~16:40 | 1名以上 |

6. 介護サービスの概要

| | |
|------------|---|
| 通所介護計画等の作成 | 事業所は、具体的な介護サービスの内容等を記載した通所介護計画を作成します。 |
| 入浴の介助 | ① 入浴、清拭の介助 ② 衣服の着脱、洗髪、洗身の介助 ③ その他の必要な介助 |
| 排泄の介助 | ① 排泄の声掛け、見守り、介助 ② 排泄の準備、後始末 ③ その他の必要な介助 |
| 機能訓練 | ① 日常生活動作を通じた機能訓練 ② 散歩、ゲーム |
| レクリエーション活動 | ① 集団的に行うレクリエーション ② 季節に応じた行事 |

| | |
|------------|--|
| 送迎サービス | ① ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスの提供 ※通常の事業実施地域外の送迎は交通費実費負担 |
| 通所介護記録の作成等 | ① サービスを提供したときは、「通所介護記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。 ② 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を作成し、契約期間中及び契約終了日から5年間にわたり保存します。 |

7. 利用料の概要

(費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照)

| | | |
|----------|--|----------------|
| 介護保険料 | 介護保険料の自己負担分 | |
| 介護保険外利用料 | 食 費 | 昼食650円・おやつ100円 |
| | その他の費用 | 実費相当分 |
| キャンセル料 | <p>介護保険外利用料については、利用予定日の前々日までご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用予定日の前々日まで 無 料 2) 利用予定日の前日まで 当日の利用料金の50% 3) 利用予定日の当日まで 当日の利用料金の100% | |

8. 事故発生時の対応及び緊急時対応方法・損害賠償

| | |
|----------|--|
| 事故発生時の対応 | <p>①利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。</p> <p>③事業所の故意、過失により事故が発生した場合、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償する。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されるものとする。</p> |
|----------|--|

| | |
|-----------------|---|
| 緊急時対応方法 | <p>①利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し迅速に対応します。</p> <p>②突発的な事象時（骨折や健康状態の急変）には救急車での対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。</p> |
| 損害賠償責任 | <p>①事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第10条の規定により損害賠償を行います。</p> <p>②事業者は、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p> |
| 損害賠償責任保険 加入先 | 東京海上日動火災保険株式会社 賠償責任保険 |

9. 苦情相談窓口

| | |
|--|---|
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号： 0467-61-3450 ・FAX 番号： 0467-22-6521 ・管理者 ・対応時間： 午前9時から午後6時 |
| 本社 安全管理室 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本アメリティライフ協会 本社 安全管理室 ・所在地：横浜市青葉区みたけ台5番地10 ・電話番号： 045-979-0871 ・FAX 番号： 045-979-0864 ・対応時間： 午前9時から午後6時 |
| 逗子市 介護保険課 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：神奈川県逗子市小坪5-2-16 ・電話番号： 046-872-8116 ・利用時間：午前8時半から午後5時00分 |
| 神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護 福祉部 介護保険課 介護苦情相談係 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：横浜市西区楠町27番地1 ・電話番号： 045-329-3447 ・利用時間：午前8時半から午後5時15分 |
| (その他相談窓口) | <p>所在地：</p> <p>電話番号：</p> <p>受付時間：</p> |

10. サービスの利用にあたっての留意事項

利用日にご持参いただくもの

- ①介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証（初回及び更新時等）
- ②内服薬及び処置に必要な医療用材料
- ③上履き及び着替え、タオル
- ④ご家族との連絡帳
- ⑤その他利用者のサービスに必要な用品

その他の留意事項

- ①事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ②他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ③所持金品は自己の責任で管理してください。
- ④事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑤施設内は全館禁煙です。

11. 非常火災対策

- ①従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。
- ②管理者は、甲種防火管理者を選任します。
- ③甲種防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
- ④甲種防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、1年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。

12. 秘密保持

- ①事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
また、この守秘義務は雇用契約期間中及びその終了後においても継続することを、職員との雇用契約の内容とします。
- ②前項の規定にかかわらず、利用者に係わる居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を利用できるものとします。

1 3. 個人情報の保護

- ①利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- ③従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

1 4. 衛生管理

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 5. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1 6. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

17. 身体拘束等の原則禁止

- ①事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ②事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

18. その他運営についての留意点

- ①従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。
1. 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
 2. 継続研修（2ヶ月に1回程度実施）
- ②事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
- ③事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| | |
|-------------|---|
| 実施の有無 | 無 |
| 実施した直近の年月日 | |
| 実施した評価機関の名称 | |
| 評価結果の開示状況 | |

以上

<以下余白>

【重要事項の説明年月日】

年 月 日

通所介護利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し交付いたしました。

事業所 (所在地) 神奈川県逗子市小坪 3-4-18

(名 称) デイサービスセンター小坪

説明者 (氏 名) 印

通所介護利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 (住 所)

(氏 名) 印

利用者代理人 (住 所)

(氏 名) 印

逗子市 第1号通所事業
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会
デイサービスセンター小坪

逗子市 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

1. 事業者の概要

| | |
|-------|---------------------|
| 名 称 | 株式会社日本アメニティライフ協会 |
| 所 在 地 | 神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10 |
| 電話番号 | 045-978-5051 |
| 設 立 | 平成8年4月3日 |
| 資 本 金 | 5,000万円 |
| 代 表 者 | 代表取締役 江頭 瑞穂 |

2. 事業所の概要

| | |
|-----------|--------------|
| 名 称 | デイサービスセンター小坪 |
| 所在地 | 逗子市小坪3-4-18 |
| 電話番号 | 0467-61-3450 |
| 開設年月日 | 2026年2月1日 |
| 事業の種類 | 第1号通所事業 |
| 介護保険事業者番号 | 1472501301 |
| 管理者 | 山下 弥代 |

3. 営業日及びサービス提供時間等

| | |
|-----------|---|
| 営業日 | 月・火・水・木・金・土・祝 (日曜日・年末年始12/31~1/3は除く) |
| 営業時間 | 9:00~18:00 |
| サービス提供時間 | 9:30~16:40 |
| 通常の事業実施地域 | 逗子市 |
| 利用定員 | 20名(通常規模型通所介護) |

4. 設備

| | | |
|--------------------|-----|--------|
| 事務室(認知症対応型通所介護と共有) | 1箇所 | 12㎡ |
| 相談室(認知症対応型通所介護と共有) | 1箇所 | 2.5㎡ |
| 食堂兼機能訓練室 | 1箇所 | 62.65㎡ |
| 静養室 | 1箇所 | 5.35㎡ |

| | | |
|-----|-----|-----------|
| トイレ | 2箇所 | 2.4㎡・2.4㎡ |
|-----|-----|-----------|

5. 職員体制の概要

| 職 種 | 職 務 内 容 等 | 員 数 |
|---------|--|-----------------------|
| 管理者 | 勤務時間 9:00～18:00 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする | 1名（常勤） |
| 生活相談員 | 勤務時間 9:30～16:40 利用者等の相談に応じ、他事業所や機関との連携を取ります | サービス提供日に配置 常勤換算1以上 |
| 介護従業員 | 勤務時間 9:30～16:40の間でのシフト制 利用者数に応じ、介護保険法に基づき適正な配置を行います | 1名以上 |
| 看護師 | 勤務時間 9:30～16:40 (機能訓練指導員と兼務) | 1名 |
| 機能訓練指導員 | 勤務時間 9:30～16:40 (看護師と兼務) | 1名 |

6. 介護サービスの概要

| | |
|----------------|---|
| 介護予防通所介護計画等の作成 | 事業所は、具体的な介護サービスの内容等を記載した介護予防通所介護計画を作成します。 |
| 食事の提供 | 事業所において、食事の準備や配膳下膳などの必要な援助を行います。 |
| 機能訓練 | ① 日常生活動作を通じた機能訓練 ② 散歩、ゲーム |
| レクリエーション活動 | ① 集団的に行うレクリエーション ② 季節に応じた行事 |
| 送迎サービス | ① ご自宅と事業所間の送迎サービスの提供 ※通常の事業実施地域外の送迎は交通費実費負担 |
| 記録の作成等 | ① サービスを提供したときは、「第1号通所事業記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。 ② 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を作成し、契約期間中及び契約終了日から5年間にわたり保存します。 |

7. 利用料の概要

(費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照)

| | | |
|----------|--|--------------------|
| 介護保険料 | 介護保険料の自己負担分 | |
| 介護保険外利用料 | 食 費 | 昼食 650 ・ おやつ 100 円 |
| | その他の費用 | 実費相当分 |
| キャンセル料 | <p>介護保険外利用料については、利用予定日の前々日までご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用予定日の前々日まで 無 料 2) 利用予定日の前日まで 当日の利用料金の 50 % 3) 利用予定日の当日まで 当日の利用料金の 100 % | |

8. 事故発生時の対応

| | |
|----------|---|
| 事故発生時の対応 | <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。 ③ 事業所の故意、過失により事故が発生した場合、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業所は損害賠償責任を免除され、又は賠償額を減額します。 |
|----------|---|

9. 緊急時対応方法および損害賠償

| | |
|---------|--|
| 緊急時対応方法 | <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し迅速に対応します。 ② 突発的な事象時（骨折や健康状態の急変）には救急車での対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。 |
|---------|--|

| | |
|-----------------|---|
| 損害賠償責任 | <p>① 事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第10条の規定により損害賠償を行います。</p> <p>② 事業者は、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p> |
| 損害賠償責任保険 加入先 | 東京海上日動火災保険株式会社 賠償責任保険 |

10. 苦情相談窓口

| | |
|--|---|
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号：0467-61-3450 ・FAX 番号：0467-22-6521 ・管理者 ・対応時間：9時から18時 |
| 逗子市 高齢者介護課 介護保険係 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号 ・電話番号：046-872-6116 ・利用時間：8時半から17時 |
| 神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護 福祉部 介護保険課 介護苦情相談係 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：横浜市西区楠町27番地1 ・電話番号：045-329-3447 ・利用時間：午前8時半から午後17時 |
| (その他相談窓口) | <p>所在地：</p> <p>電話番号：</p> <p>受付時間：</p> |

11. 秘密保持（個人情報の保護）

| |
|--|
| <p>① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。</p> <p>また、この守秘義務は雇用契約期間中及びその終了後においても継続することを、職員との雇用契約の内容とします。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、利用者に係わる居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を利用できるものとします。</p> |
|--|

1 2. 虐待の防止

- ①事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- 1 事業所における虐待のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 3. 身体拘束等の原則禁止

- ①事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

1 4. 衛生管理

- ①事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 3. 事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 5. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ② 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

16. 運営推進会議について

事業所は、介護サービスに関して、運営推進会議の委員から評価、要望、助言を受け、サービス質の確保及び適切な運営ができるよう設置する。

- ①委員の構成、利用者、利用者の家族の代表、自治会長、民生委員、地域包括支援センターの職員又は区職員、事業所の管理者及び従業者等
- ② 開催時期 おおむね6ヶ月に1回開催

17. 研修について

従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。

- ① 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
- ② 継続研修（2ヶ月に1回程度実施）

18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| | |
|-------------|---|
| 実施の有無 | 無 |
| 実施した直近の年月日 | |
| 実施した評価機関の名称 | |
| 評価結果の開示状況 | |

19. サービスの利用にあたっての留意事項

| |
|--|
| 利用日にご持参いただくもの |
| ①介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証（初回及び更新時等） ②内服薬及び処置に必要な医療用材料 ③上履き及び着替え、タオル ④ご家族との連絡帳 ⑤その他利用者のサービスに必要な用品 |
| その他の留意事項 |
| ① 事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。 ② 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 ③ 現金、高価な貴重品等の持ち込みはご遠慮願います。 ④ 事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 ⑤ 施設内は全館禁煙です。 |

以上

【重要事項の説明年月日】

年 月 日

契約書の締結にあたり、重要事項を説明し交付いたしました。

事業所 (所在地) 神奈川県逗子市小坪3-4-18

(名称) デイサービスセンター小坪

説明者 (氏名) 印

契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印

鎌倉市通所型サービス○
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会
デイサービスセンター小坪

介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

1. 事業者の概要

| | |
|-------|------------------|
| 名称 | 株式会社日本アメニティライフ協会 |
| 所在地 | 横浜市青葉区みたけ台5番地10 |
| 電話番号 | 045-978-5051 |
| 設立年月日 | 平成8年4月3日 |
| 資本金 | 5,000万円 |
| 代表者 | 代表取締役 江頭 瑞穂 |

2. 事業所の概要

| | |
|-----------|-----------------|
| 名称 | デイサービスセンター小坪 |
| 所在地 | 神奈川県逗子市小坪3-4-18 |
| 電話番号 | 0467-61-3450 |
| 開設年月日 | 2026年2月1日 |
| 事業の種類 | 通所型サービスO |
| 介護保険事業所番号 | 1472501301 |
| 管理者 | 山下 弥代 |

3. 営業日及びサービス提供時間等

| | |
|-----------|-------------------------------------|
| 営業日 | 月・火・水・木・金・土・祝日（日曜日、12月31日から1月3日は除く） |
| 営業時間 | 9:00～18:00 |
| サービス提供時間 | 9:30～16:40 |
| 通常の事業実施地域 | 逗子市、鎌倉市一部（材木座・十二所・浄明寺・大町） |
| 利用定員 | 20名 |

4. 設備

| | |
|----------|-------|
| 事務室 | 12㎡ |
| 食堂兼機能訓練室 | 63.1㎡ |
| 相談室 | 2.5㎡ |
| 静養室 | 4㎡ |
| 浴室 | 17㎡ |
| 脱衣室 | 7㎡ |
| 厨房 | 10㎡ |

5. 職員体制の概要

| 1 単 位 | 職 種 | 職 務 内 容 等 | 員数 |
|-------------|---------|--|----------------------|
| | 管理者 | 勤務時間 9:00～18:00 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする | 1名(常勤) |
| | 生活相談員 | 勤務時間 9:30～16:40 利用者等の相談に応じ、他事業所や機関との連携を取ります | サービス提供時間毎に配置 1名以上 |
| | 介護従業員 | 勤務時間 9:30～16:40の間でのシフト制 利用者数に応じ、介護保険法に基づき適正な配置を行います | 2名以上 |
| | 看護師 | 勤務時間 9:30～16:40 | 1名以上 |
| | 機能訓練指導員 | 勤務時間 9:30～16:40 | 1名以上 |

6. 通所型サービス〇の概要

| | |
|-------------------|---|
| 通所型サービス 計画の作成 | 事業所は、具体的な介護サービスの内容等を記載した通所型サービス計画を作成します。 |
| 食事の支援 | 利用者の心身の状況に応じた食事の介助 |
| 入浴の支援 | ①入浴の支援、清拭 ②衣服の着脱、洗髪、洗身の支援 ③その他の必要な支援 |
| 排泄の介助 | ①排泄時の声掛け、見守り等の支援 ②排泄の準備、後始末 ③その他の必要な支援 |
| 機能訓練 | ①日常生活動作を通じた機能訓練 ②散歩、ゲーム |
| レクリエーション活動 | ①集団で行うレクリエーション ②季節に応じた行事 |
| 送迎サービス | ご希望により、ご自宅～事業所間の送迎サービスの提供 ※通常の事業の実施地域外の送迎は、費用をご負担していただきます。 |
| 通所型サービス 記録の作成等 | ①サービスを提供したときは、「通所型サービス記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。 ②事業者は、サービスの提供に関する記録を作成し、契約期間中及び契約終了日から5年間保存します。 |

7. 利用料の概要

(費用の内容や詳細については別紙料金表を参照)

| | | |
|-----------|---|------------------|
| 通所型サービス〇費 | 負担割合に応じた利用者負担額 | |
| 介護保険外利用料 | 食費 | 昼食 650円、おやつ 100円 |
| | その他の費用 | 実費相当分 |
| キャンセル料 | 通所型サービス〇及び介護保険外利用料に関するキャンセルについては、利用予定日の前々日までご連絡下さい。 | |

8. 緊急時対応方法及び損害賠償

| | |
|-------------|--|
| 緊急時対応方法 | <p>①利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し迅速に対応します。</p> <p>②突発的な事象時（骨折や健康状態の急変）には救急車で対応となり、ご家族等に連絡が取れないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。</p> |
| 損害賠償責任 | <p>①事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第10条の規定により損害賠償を行います。</p> <p>②事業者は、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p> |
| 損害賠償責任保険加入先 | 東京海上日動火災保険株式会社 賠償責任保険 |

9. 苦情相談窓口

| | |
|----------------------------|--|
| 事業所 | <p>電話 : 0467-61-3450</p> <p>FAX : 0467-22-6521</p> <p>管理者</p> <p>受付時間 : 9時～18時</p> |
| 鎌倉市 健康福祉部 介護保険課 介護保険担当 | <p>所在地 : 鎌倉市御成町18-10</p> <p>電話 : 0467-61-3950</p> <p>利用時間 : 8時30分～17時（土日祝日、年末年始を除く）</p> |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係 | <p>所在地 : 横浜市西区楠町27-1</p> <p>電話 : 045-329-3447</p> <p>利用時間 : 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）</p> |

10. サービスの利用にあたっての留意事項

利用日にご持参いただくもの

- ①介護保険被保険者証、事業対象者であることが確認できる書類及び健康保険被保険者証（初回及び更新時等）
- ②内服薬及び処置に必要な医療用材料
- ③上履き、着替え、タオル
- ④ご家族との連絡帳
- ⑤その他利用者がサービス利用にあたって必要となる物品

その他の留意事項

- ①事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用ください。
これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ②他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ③所持金品は自己の責任で管理してください。
- ④事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑤事業所内は全館禁煙です。

11. 非常火災対策

- 1 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。
- 2 管理者は、甲種防火管理者を選任します。
- 3 甲種防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
- 4 甲種防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、1年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。

12. 秘密保持

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
また、この守秘義務は雇用契約期間中及びその終了後においても継続することを、職員との雇用契約の内容とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、利用者に係わる居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を利用できるものとします。

13. 個人情報の保護

- ①利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外

の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。

- ③従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

1 4. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1 5. 虐待の防止

- ・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 6. 身体拘束等の原則禁止

- ①事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ②事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

1 7. 衛生管理等

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- ② 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

18. その他運営についての留意点

- | |
|--|
| <p>①従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 採用時研修（採用後1ヶ月以内）2. 継続研修（2ヶ月に1回程度実施） <p>②事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。</p> <p>③事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。</p> |
|--|

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| | |
|-------------|---|
| 実施の有無 | 無 |
| 実施した直近の年月日 | |
| 実施した評価機関の名称 | |
| 評価結果の開示状況 | |

以上

【重要事項の説明年月日】

年 月 日

通所型サービス〇利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し書類を交付しました。

事業所 (所在地) 神奈川県逗子市小坪3-4-18
(名称) デイサービスセンター小坪

説明者 (氏名) 印

通所型サービス〇利用契約書の締結にあたり、説明を受け同意し、書類の交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印

(介護予防) 認知症対応型通所介護
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会
デイサービスセンター小坪

通所介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

1. 事業者の概要

| | |
|-------|------------------|
| 名 称 | 株式会社日本アメニティライフ協会 |
| 所 在 地 | 横浜市青葉区みたけ台5番地10 |
| 電話番号 | 045-978-5051 |
| 設 立 | 平成8年4月3日 |
| 資 本 金 | 5,000万円 |
| 代 表 者 | 代表取締役 江頭 瑞穂 |

2. 事業所の概要

| | |
|-----------|-------------------|
| 名 称 | デイサービスセンター小坪 |
| 所在地 | 神奈川県逗子市小坪3-4-18 |
| 電話番号 | 0467-61-3450 |
| 開設年月日 | 2026年2月1日 |
| 事業の種類 | (介護予防) 認知症対応型通所介護 |
| 介護保険事業所番号 | 14 |
| 管理者氏名 | |
| 併設サービス | 通所介護 |

3. 営業日及びサービス提供時間等

| | |
|-----------|-------------------------------------|
| 営 業 日 | 月・火・水・木・金・土・祝日（日曜日、12月31日から1月3日は除く） |
| 営業時間 | 9:00～18:00 |
| サービス提供時間 | 9:30～16:40 |
| 通常の事業実施地域 | 逗子市 |
| 利用定員 | 12名（(介護予防) 認知症対応型通所介護） |

4. 事業の目的

事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

5. 運営の方針

- 1 事業の実施に当たっては、要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の提供に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

6. 設備

| | | |
|----------|------|---------------------|
| 事務室 | 1 箇所 | 12 m ² |
| 食堂兼機能訓練室 | 1 箇所 | 38.9 m ² |
| 相談室 | 1 箇所 | 2.5 m ² |
| 静養室 | 1 箇所 | 4 m ² |
| 洗濯・脱衣室 | 1 箇所 | 7 m ² |
| 浴室 | 1 箇所 | 17 m ² |
| 厨房 | 1 箇所 | 10 m ² |

7. 職員体制の概要

| | 職 種 | 職 務 内 容 等 | 員数 |
|--|---------|---|----------------------|
| | 管理者 | 勤務時間 9:00～18:00 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする | 1名(常勤) |
| | 生活相談員 | 勤務時間 9:30～16:40 利用者等の相談に応じ、他事業所や機関との連携を取ります | サービス提供時間毎に配置 1名以上 |
| | 介護従業員 | 勤務時間 9:30～16:40 の間でのシフト制 利用者数に応じ、介護保険法に基づき適正な配置を行います | 2名以上 |
| | 看護師 | 勤務時間 9:30～16:40 | 1名以上 |
| | 機能訓練指導員 | 勤務時間 9:30～16:40 | 1名以上 |

8. 介護サービスの概要

| | |
|-------------------------|--|
| (介護予防) 認知症対応型通所介護計画の作成 | 事業所は、具体的な介護サービスの内容等を記載した通所介護計画を作成します。 |
| 食事の介助 | 事業所において、食事の準備や配膳下膳などの必要な援助及び必要に応じて食事の介助を行います。 |
| 入浴の介助 | ① 入浴、清拭の介助 ② 衣服の着脱、洗髪、洗身の介助 ③ その他の必要な介助 |
| 排泄の介助 | ① 排泄の声掛け、見守り、介助 ② 排泄の準備、後始末 ③ その他の必要な介助 |
| 機能訓練 | ① 日常生活動作を通じた機能訓練 ② 屋外機能訓練 |
| レクリエーション活動 | ① 集団的に行うレクリエーション ② 季節に応じた行事 |
| 送迎サービス | ① ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスの提供 ※通常の事業実施地域外の送迎は交通費実費負担 |
| (介護予防) 認知症対応型通所介護記録の作成等 | ① サービスを提供したときは、「認知症対応型通所介護記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。 ② 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を作成し、契約期間中及び契約終了日から5年間にわたり保存します。 |
| 運営推進会議 | 事業所は規定に基づき開催します。おおむね6ヶ月に1回開催 |

9. 利用料の概要

(費用の内容や詳細については別紙 I 料金表を参照)

| | | |
|----------|---|---------------------|
| 介護保険料 | 介護保険料の自己負担分 | |
| 介護保険外利用料 | 食費 | 昼食750円(おやつ代100円を含む) |
| | その他の費用 | 実費相当分 |
| キャンセル料 | <p>介護保険外利用料については、利用予定日の前日までご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。</p> <p>1) 利用予定日の前日まで 無料</p> <p>2) 利用予定日の当日まで 当日の利用料金の100%</p> | |

10. 事故時の対応・緊急時対応方法および損害賠償

| | |
|-------------|---|
| 事故時の対応 | <p>① 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。</p> <p>② 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。</p> <p>③ 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。</p> |
| 緊急時対応方法 | <p>①利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し迅速に対応します。</p> <p>②突発的な事象時（骨折や健康状態の急変）には救急車での対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。</p> |
| 損害賠償責任 | <p>① 事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第10条の規定により損害賠償を行います。</p> <p>② 事業者は、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p> |
| 損害賠償責任保険加入先 | 東京海上日動火災保険株式会社 |

11. 苦情相談窓口

| | |
|------------------------------|--|
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号：0467-61-3450 ・FAX 番号：0467-22-6521 ・管理者 ・対応時間：午前9時から午後5時 |
| 本社 安全管理室 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：横浜市青葉区みたけ台5番地10 ・電話番号：045-979-0871 ・FAX 番号：045-979-0064 ・利用時間：午前9時から午後5時 |
| 逗子市 介護保険課 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：神奈川県逗子市小坪5-2-16 ・電話番号：046-872-8116 ・利用時間：午前8時45分から午後5時 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 | <ul style="list-style-type: none"> ・所在地：横浜市西区楠町27番地1 ・電話番号：045-329-3447 ・利用時間：午前8時半から午後5時15分 |

| | |
|-----------|-------|
| (その他相談窓口) | 所在地： |
| | 電話番号： |
| | 受付時間： |

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

| |
|--|
| 利用日にご持参いただくもの |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証（初回及び更新時等） ② 内服薬及び処置に必要な医療用材料 ③ 上履き及び着替え ④ ご家族との連絡帳 ⑤ その他利用者のサービスに必要な用品 |
| その他の留意事項 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用します。これに反したご利用により 破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。 ② 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 ③ 所持金品は自己の責任で管理してください。 ④ 事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。 ⑤ 施設内は全館禁煙です。 |
| サービス提供の中止 |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 大雪、台風、地震その他の自然災害により送迎が不可能のある場合、もしくは送迎に相当程度の危険が伴う場合 ② 事業所内においてインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が発生した場合 ③ 利用者の体調不良等により、通所が困難である場合 ④ その他、サービス提供が困難もしくは不適切と事業者が判断した場合 |

1 3. 非常火災対策

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。 ② 管理者は、甲種防火管理者を選任します。 ③ 甲種防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。 ④ 甲種防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、1年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。 |
|--|

1 4. 秘密保持（個人情報保護）

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。 |
|---|

- ② 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- ③ 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④ 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

1 5. 虐待の防止

- ① 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
 1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 3. 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

1 6. 衛生管理

- ① 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 3. 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 7. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1 8. 身体拘束等の原則禁止

- ① 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理

由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

19. 運営推進会議

①事業所は、介護サービスに関して、運営推進会議の委員から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置する。

1. 委員の構成、利用者、利用者の家族の代表、自治会長、民生委員、地域包括支援センターの職員又は区職員、事業所の管理者及び従業者等
2. 開催時期 おおむね6ヶ月に1回開催

20. 研修について

従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。

- ①採用時研修（採用後1ヶ月以内）
- ②継続研修（2ヶ月に1回程度実施）

21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| | |
|-------------|---|
| 実施の有無 | 無 |
| 実施した直近の年月日 | |
| 実施した評価機関の名称 | |
| 評価結果の開示状況 | |

以上

<以下余白>

【重要事項の説明年月日】

年 月 日

(介護予防) 認知症対応型通所介護利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し交付いたしました。

事業所 (所在地) 神奈川県逗子市小坪3-4-18

(名称) デイサービスセンター小坪

説明者 (氏名) 印

(介護予防) 認知症対応型通所介護利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印

(利用者との続柄)